

『高知県電気自動車等導入促進事業費補助金事業』

代行事業者様向け 説明資料

『高知県EV補助金事務局』

住所：高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2階

営業時間：10:00～17:00

Mail：kp_ev@nta.co.jp

TEL：088-861-3301 / FAX：088-861-3303

※本資料はシステム製作段階のものであり、一部文言の表記等が変更される場合がございます

目次

1. 代行事業者登録について
2. 申請フォームについて
3. 申請状況の確認について

①代行事業者登録について

高知県電気自動車等導入促進事業補助金

高知県電気自動車等導入促進事業補助金について

本県の運輸部門における温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、エネルギー価格等の物価高騰の影響を緩和するため、電気自動車等を導入する経費を支援する補助金制度です。

下のボタンを押し、代行事業者様向けの申請サイトへ遷移してください

[代行事業者の方はこちら](#)[外部サイトへ移動します](#)[代行事業者登録がお済みの方はこちら](#)[外部サイトへ移動します](#)

←2回目以降の申請はこちらです

ページ目次

[1 事業の内容](#)[3 対象車両と補助金の概要](#)[5 補助金申請から交付までの流れ](#)[2 申請できる方](#)[4 受付期間](#)[6 申請までの事前準備・必要書](#)

※以下は購入者本人が申請する場合のボタンとなります

[申請サイトへ進む](#)[外部サイトへ移動します](#)

利用規約についてです。必ずご一読ください。

メールアドレス登録_高知県_電気自動車等導入促進事業費補助金_代行事業者用

1 Step 1

利用規約確認

2 Step 2

メールアドレス登録

高知県電気自動車等導入促進事業費補助金へのオンライン申請にあたり、システム利用規約の確認をお願いします。
ページ下部の同意ボタンを押し、次ページの申請用のメールアドレスを登録いただくことで利用規約に同意いただいたとみなします。

利用規約

ご利用前に必ずお読みください。

高知県EV等補助金事務局（以下「当事務局」という。）が提供するオンライン申請システム（以下「本システム」という。）を利用して、オンラ

高知県EV等補助金事務局（以下「当事務局」という。）が提供するオンライン申請システム（以下「本システム」という。）を利用して、オンラインによる申請等を行うためには、下記の利用規約の全ての条項に同意いただくことが必要です。本システムを利用された方は、下記の利用規約の各条項に同意したものとみなされます。利用規約をご確認し、理解した上で本システムを利用してください。

記

（目的）

第1条 本利用規約は、当事務局が運営する本システムの利用に関し、システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「本システム」とは、当事務局が交付する本補助金の申請等の手続をオンラインにより処理をするシステムをいう。
- 二 「申請等」とは、交付申請に係るオンライン上の手続を行うことをいう。
- 三 「システム利用者」とは、本システムを利用し申請等の手続を行う者をいう。

（システム利用者の責任）

第3条 システム利用者は、本システムの利用に際し、必要なメールアドレスを自己の責任において管理する。

2 システム利用者自身のメールアドレスアカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによって発生した損害についての責任はシステム利用者が負担し、当事務局は一切責任を負わない。

（システムに関する知的所有権）

第4条 当事務局がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約及び当事務局より提供される本システム用のマニュアル等を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、当事務局に帰属する。

(但し本システムのサービスを提供するトヨクモ株式会社に帰属するものを除く。)

2 システム利用者は、本システムの利用に際し、当事務局がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとする。

- 一 本利用規約に従って本システムを利用するためにのみ使用すること。
- 二 複製、改変、編集、頒布、またリバースエンジニアリング等を行わないこと。
- 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
- 四 当事務局が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

(利用可能時間及び利用の停止等)

第5条 本システムの利用可能時間は、当事務局のホームページに掲載する時間とする。

2 当事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、システム利用者に対し、事前に本システムに掲載して、システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとする。

- 一 機器等のメンテナンスが予定される場合
- 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本システムの重大な障害が発生した場合
- 三 その他、当事務局において、本システムの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

3 当事務局は、本システムの利用が著しく集中した場合には、本システムの利用を制限することができるものとする。

(環境条件)

第6条 システム利用者が本システムを利用する際の環境条件は以下のとおりとする。(全てのブラウザで最新版のみを動作保証とする。)

- 一 パソコンの動作環境
GoogleChrome、Safari、Microsoft Edge
- 二 スマートフォンの動作環境
iOS : Safari、Google Chrome

（禁止事項）

第7条 システム利用者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできない。

- 一 本システムが提供する機能を申請等以外の目的に使用すること。
- 二 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- 三 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- 四 本システムの全部又は一部を第三者に頒布、送信その他の方法で提供すること。
- 五 本システムに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去又は削除すること。
- 六 ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- 七 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 八 その他、本システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

（保証の拒絶及び免責）

第8条 本システムは、システム利用者に対し、現状で提供されるものであり、当事務局は、本システムにプログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと、本システムが特定目的に適合すること並びに本システム及びその使用がシステム利用者又はシステム利用者以外の第三者の権利を侵害するものでないこと、その他のいかなる内容についての保証を行うものではない。

2 当事務局は、本システムの補修、保守その他のいかなる義務も負わない。また、当事務局は、本システムの利用に起因して、システム利用者が生じた損害又は第三者からの請求に基づくシステム利用者の損害について、原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとする。

（期間）

第9条 本利用規約に基づく当事務局とシステム利用者との間の本システムに係る利用規約の効力は、システム利用者が、本システムのアカウントを作成する際に本利用規約に同意した時点から開始し、次の各号に掲げる事由が生じた時点で終了するものとする。

- 一 システム利用者が本システムの使用を終了したとき。
- 二 本システムを利用し申請する年度の交付事業終了後に本システムの稼働を終了したとき。

2 第4条（システムに関する知的所有権）、第7条（禁止事項）、第8条（保証の拒絶及び免責）及び本条の規定は、本利用規約の有効期間終了後も有効に存続する。

（システムの使用制限及び免責）

第10条 当事務局は、本システムの維持若しくは補修の必要がある場合又はシステム利用者が第7条（禁止事項）各号のいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合その他当事務局が必要と認めたときは、システム利用者への予告を行うことなく、本システムの利用の停止、休止又は中断等を行うことができるものとする。

2 当事務局は、前項の規定によって当事務局が本システムの利用の停止、休止又は中断等を行ったことによってシステム利用者又は他の第三者に生じたいかなる損害に対しても、一切の責任を負わないものとする。

（個人情報保護等）

第11条 当事務局は、本システムの利用によって取得する個人情報については、当事務局を運営する株式会社日本旅行の個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）に従い適切に取り扱うものとする。

（利用規約の改正）

第12条 当事務局は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも、本利用規約を改正することができるものとする。

2 当事務局は、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なくホームページに掲載し公表するものとする。

3 前項の公表後に、システム利用者が本システムを使用するときは、システム利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなす。

(連絡、通知方法)

第13条 本システムに関するシステム利用者から当事務局への連絡若しくは通知又は当事務局からシステム利用者への連絡若しくは通知は、当事務局の定める方法により行うものとする。

(準拠法及び合意管轄)

第14条 本利用規約には、日本法が適用される。

2 本利用規約に関する訴訟は、高知地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とする。

(附則)

本利用規約は、令和8年7月21日から適用する。

1ページ目 全2ページ

◀ 戻る

利用規約に同意します ▶

規約の確認が出来ましたら、同意ボタンを押してください

メールアドレス登録_高知県_電気自動車等導入促進事業費補助金_代行事業者用

✓ Step 1
利用規約確認

2 Step 2
メールアドレス登録

*は「入力必須項目」になります。

メールアドレスを入力してください。

登録いただいたメールアドレスに、代行事業者登録用フォームのURLを送信させていただきます。

迷惑メール対策などでドメイン指定受信を設定されている方は、「@kintoneapp.com」からのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。

また、お使いのメールソフトやプロバイダのフィルター設定により、自動的に「迷惑メールフォルダ」や「ゴミ箱」に振り分けられる場合がありますのでご注意ください。

メールアドレス *

kp_ev@nta.co.jp

メールアドレス(確認用) *

kp_ev@nta.co.jp

※代行事業者として登録いただく店舗・支店内にて、複数のご担当者にてオンライン上での申請内容の共有を希望される場合、本フォームからの事業者登録は**1店舗1アカウント**で申請いただくようにお願いします。(申請いただいた**1アカウント**宛に店舗・支店内でご利用いただける複数のアカウントの登録方法を別途ご案内いたします。)

2ページ目 全2ページ

◀ 戻る

✓ 登録

メールアドレスを入力後、同意ボタンを押してください

【高知県 E V 等補助金事務局より】代行事業者登録用フォームURLのご案内



External

受信トレイ x



高知県 E V 等補助金事務局 <autoreply@kintoneapp.com>

To 自分 ▼

16:00 (0 分前)



このメッセージは、システムより自動送信されています。
返信は受付けておりません。

ご登録されたメールアドレスの受信BOXをご確認ください
以下リンクより、登録作業を続けていただきます

kp_ev@nta.co.jp 様

この度は、メールアドレスをご登録いただき、誠にありがとうございます。
以下のURLより、申込フォームへの入力をお願いいたします。

【申込フォームURL】

https://7aca93f7.form.kintoneapp.com/public/206976acfab7ec78b1275c8a5f70ed00f9719dfbd1294dde3c19d4f2c1c6d032?%E4%BB%A3%E8%A1%8C%E6%8B%85%E5%BD%93%E8%80%85%E3%83%A1%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%82%A2%E3%83%89%E3%83%AC%E3%82%B9=kp_ev%40nta.co.jp

本フォームに関するお問い合わせは、高知県 E V 等補助金事務局までお問合せください。

高知県_電気自動車等導入促進事業費補助金_代行事業者登録

* は入力必須項目となります。

代行担当者メールアドレス *

kp_ev@nta.co.jp

代行会社名 *

代行会社店舗名・部署名

代行会社名フリガナ *

代行会社店舗名フリガナ

担当者(姓) *

担当者(名) *

担当者(姓)フリガナ *

担当者(名)フリガナ *

電話番号 *

F A X

※ハイフンなし

※ハイフンなし

✓ 確認

必要事項を入力し、確認ボタンを押してください
その後、確認画面が表示されます

確認画面で「登録」を押すと、こちらの画面に遷移します

高知県_電気自動車等導入促進事業費補助金_代行事業者登録



登録ありがとうございます。自動返信にて補助金申請用URLが届きますのでご確認ください。

高知県_電気自動車等導入促進事業費補助金_補助金申請用URLのご案内

External

受信トレイ x



高知県 E V 等補助金事務局 <autoreply@kintoneapp.com>

To 自分 ▼

16:08 (1 分前)



このメッセージは、システムより自動送信されています。
返信は受付けておりません。

高知県EV補助金事務局

テスト 太郎 様

ご登録されたメールアドレスの、受信BOXをご確認ください
このメールが届けば、代行事業者登録は完了です
続いて、以下リンクより申請に進みます

この度は、電気自動車等導入促進事業費補助金 代行会社登録ありがとうございます。
補助金申請用URLは以下となります。

<https://7aca93f7.form.kintoneapp.com/public/d8d532ab97010e3d2d4ea20f840de728e155eb277661b9ab628ef3319f7d42b4>

にて

「メールアドレスでログイン」を選択いただくと、
ログイン用のURLがメール通知されます。

メールの案内に沿って補助金申請用URLにログインし、申請を行ってください。

← 返信

➡ 転送



②申請フォームについて



FormBridge kViewer
kMailer PrintCreator
DataCollect kBackup

ログイン

 Googleでログイン

 Microsoftアカウントでサインイン

 メールアドレスでログイン

 パスキーでログイン

ログインすることで[利用規約](#)と[プライバシーポリシー](#)に同意したものとみなします。

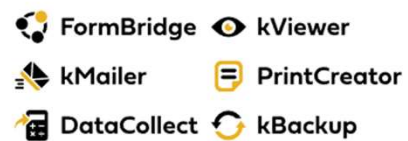
トヨクモ kintone連携サービスへ[Toyokumo kintoneApp認証](#)で簡単・安全にログインできます。ヘルプは[こちら](#)。

 日本語 [English](#)



メールを確認してください

kp_ev@nta.co.jp宛にメールを送信しました。メールの記載のURLをクリックするとログインできます。



戻る

トヨクモ kintone連携サービスへ[Toyokumo kintoneApp認証](#)で簡単・安全にログインできます。ヘルプは[こちら](#)。

🌐 日本語 [English](#)

【トヨクモ kintone連携サービス】 ログイン用メール

External

受信トレイ x

kintone&トヨクモ x



noreply@kintoneapp.com

To 自分 ▼

11:21 (4 時間前)



トヨクモ kintone連携サービス

ご登録されたメールアドレスに本メールが届きます

kp_ev@nta.co.jp 様

トヨクモ kintone連携サービスへのログインのリクエストを受け付けました。
以下のボタンからログインしてください。

トヨクモ kintone連携サービス にログイン

こちらをクリック

← 返信

→ 転送



Step1

◇以下、ご登録いただきました代行事業者情報を表示しております。
修正等必要となった場合には事務局までお問い合わせください。

申請代行者のメールアドレス *

kp_ev@nta.co.jp

p.13で入力したデータが自動で出力されます
★2回目以降の申請はこの画面からのスタートとなります

申請代行者の郵便番号 *

7800053

申請代行者の住所 *

高知県高知市駅前町

申請代行者の住所（番地以降） *

1-8

申請代行者の会社名 *

高知県EV補助金事務局

申請代行者の店舗名・部署名

申請代行者の担当者名 *

テスト 太郎

フリガナ *

テスト タロウ

一時保存

Step2①

補助金申請フォーム_高知県 電気自動車等導入促進事業費補助金

Step2で購入者の情報を入力します



◇以下より申請者の情報を登録お願いします。

申請者種別 *

☒ 個人・個人事業者 ☐ 法人

氏名（姓） *

氏名（名） *

一時保存

Step2②

店舗担当者名 *

テスト 太郎

車両の種類検索

検索



検索ボタンをクリックして、対象車両を選択してください

車両の種類 *

請求額 *

次のページの画面へ遷移

金融機関検索方法 *

☒ コード検索 ☐ 名称検索

補助金振込先登録のための金融機関検索方法をいずれか選択してください（検索欄が表示されます）

金融機関コード+支店コード

検索



4ケタ+3ケタの7ケタ数字を半角で入力のうえ検索ボタンを押してください

一時保存

Step2③

対象車両を選択

← 車両の種類検索

検索



車両	補助金額（1台あたりの金額）
E V バイク等	7万円
F C V	100万円
P H V	20万円
軽 E V	30万円
E V	20万円

1



ページ目
全1ページ



Step2④

金融機関検索方法 *

☒ コード検索 ☐ 名称検索

いずれかの方法で突合が可能です

補助金振込先登録のための金融機関検索方法をいずれか選択してください（検索欄が表示されます）

金融機関コード+支店コード

検索



4ケタ+3ケタの7ケタ数字を半角で入力の上検索ボタンを押してください

金融機関コード *

金融機関名 *

金融機関名カナ *

一時保存

Step2⑤

金融機関コードと支店コードで突合が可能です

← 金融機関コード+支店コード

検索



金融機関コード	金融機関名（漢字）	支店名（漢字）
0001001	みずほ銀行	東京営業部
0001004	みずほ銀行	丸の内中央支店
0001005	みずほ銀行	丸之内支店
0001009	みずほ銀行	神田駅前支店
0001013	みずほ銀行	町村会館出張所
0001015	みずほ銀行	築地支店
0001019	みずほ銀行	確定拠出年金支店
0001020	みずほ銀行	押上支店
0001021	みずほ銀行	麹町支店
0001022	みずほ銀行	浅草橋支店

Step2⑥

預金種別 *

☒ 普通 ☐ 当座

口座番号 *

0000000

半角数字7ケタで入力してください

口座名義人 *

テスト

フリガナ *

テスト

※半角大文字入力(小文字不可(ヤヨ等は大文字ヤヨで入力)/スペースも半角/伸ばす棒は-(ハイフン)をご利用ください)

2ページ目 全4ページ

< 戻る

次へ >

必要事項入力後、『次へ』

一時保存

Step3①



必要書類の添付

補助金申請フォーム_高知県 電気自動車等導入促進事業費補助金



誓約書兼同意書 *

ファイルを選択

最大10MB

国補助金の交付決定通知書 兼 補助金額の確定通知書 (写し) もしくは申請していることがわかる画面の写し *

ファイルを選択

最大10MB

県税事務所で発行する全税目の納税証明書、県税完納情報の提供にかかる同意書、又は県税の納税義務がない旨の申立書 *

ファイルを選択

最大10MB

一時保存

Step3②

県税事務所で発行する全税目の納税証明書、県税完納情報の提供にかかる同意書、又は県税の納税義務がない旨の申立書 *

ファイルを選択

最大10MB

※法人のうち支店又は営業所は対県税完納情報の提供に係る同意書の提出は不可 ※県税完納情報の提供に係る同意書は税務課が別に定める
「県税完納情報提供事務処理要項」における第4号様式

振込先を確認する書類（写し） *

ファイルを選択

最大10MB

※金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人、フリガナが確認できる書類であれば、通帳以外の書類（キャッシュカード、Web画面のスクリーンショット等）でも可 ※口座名義人は申請者と同じであること

その他知事が必要があると認める書類

ファイルを選択

最大10MB

必要に応じて提出をお願いする場合があります。

3ページ目 全4ページ

< 戻る

次へ >

一時保存

Step4①

補助金申請フォーム_高知県 電気自動車等導入促進事業費補助金

必要書類の添付



国補助金の交付申請書 *

ファイルを選択

最大10MB

免許証、住民票、印鑑登録証明書、マイナンバーカード（表面のみ）のいずれか（写し） *

ファイルを選択

最大10MB

※氏名・現住所・生年月日が確認できる有効期限内のもの、もしくは、発行から3ヶ月以内のもの ※マイナンバーカードの裏面はマイナンバー表示があるため、提出は不可とする。 ※国補助金も同じ書類の提出を求めているため、国補助金の交付決定時期によっては添付の省略可能

一時保存

Step4②

電子車検証と自動車検査証記録事項 又は 標識交付証明書（いずれも写し） *

ファイルを選択

最大10MB

標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控又は標識届出書証明書

注文書、請求書等（いずれか1つ、写し） *

ファイルを選択

最大10MB

車名・グレード及び購入価格が確認できる書類

領収証、振込依頼書（写し） *

ファイルを選択

最大10MB

車両代金の支払いが確認できる書類

申請車両は所有権留保付き購入ですか？ *

☐ はい ☐ いいえ

はいの場合は『ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書』を添付

一時保存

Step4③

下取車がありますか？ *

☐ ある ☐ ない

下取車ありの場合は『下取車入庫証明書』を添付する

取得財産等管理台帳（様式11） *

ファイルを選択

最大10MB

WEB申請のみ必要

申請車両の型式は「不明」ですか？ *

☐ 「不明」である ☐ 「不明」でない

・「不明」の場合

→『メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者の確認書』を添付する

・「不明でない」場合はそのまま進む

申請車両は所有権留保付ローンによる購入、またはリース契約ですか？ *

☐ はい ☐ いいえ

「はい」の場合

→①リース契約書の添付、②必要項目の明記があるかを確認する

Step4④

※すべての項目を入力いただき、必要書類を添付いただけましたら以下の確認ボタンを押してください。

※確認ボタンを押して表示されるご入力内容の一覧ページを

ブラウザの印刷機能やスクリーンショットにてご自身で保存しておいてください。

※ご入力内容一覧ページで内容をご確認いただけましたら申請ボタンを押してください。

4ページ目 全4ページ

< 戻る

✓ 確認

必要事項入力後、『確認』

一時保存

補助金申請フォーム_高知県 電気自動車等導入促進事業費補助金

申請フォームでの登録内容を一通りご確認ください

* は必須項目となります

本フォームでは、入力途中の内容を保存できる「一時保存」機能をご利用いただけます。

入力を中断される場合など、必要に応じてご利用ください。

※一時保存機能に関する注意

- ・一時保存した内容は、同じ端末・同じブラウザでのみ再開できます。
- ・ブラウザのキャッシュや履歴を削除した場合、保存内容が失われることがあります。
- ・一時保存しただけでは申請は完了しません。必ず確認・申請まで行ってください。
- ・添付ファイルをアップロードした場合は、アップロード後3日以内に申請を済ませるようにしてください。

◇以下、ご登録いただきました代行事業者情報を表示しております。

修正等必要となった場合には事務局までお問い合わせください。

その他知事が必要があると認める書類

※すべての項目を入力いただき、必要書類を添付いただけましたら以下の確認ボタンを押してください。

※確認ボタンを押して表示されるご入力内容の一覧ページを

ブラウザの印刷機能やスクリーンショットにてご自身で保存しておいてください。

※ご入力内容一覧ページで内容をご確認いただけましたら申請ボタンを押してください。

◀ 戻る

✓ 申請

申請内容に問題がなければ、ページ下部の『申請』を押して申請完了です

ログイン済みユーザーとしてアクセスしています。[ログアウトはこちら](#)

[他のページを一覧から探す](#) ▶

この画面で申請完了です

補助金申請フォーム_高知県 電気自動車等導入促進事業費補助金



申請ありがとうございます。審査状況はマイページにてご確認ください。

申請完了【高知県 E V 等補助金事務局より】

External

受信トレイ x



高知県 E V 等補助金事務局 <autoreply@kintoneapp.com>

To 自分 ▼

16:43 (1 分前)



申請完了後、メールが届きます

このメッセージは、システムより自動送信されています。
返信は受付けておりません。

高知県EV補助金事務局

テスト 太郎 様

高知県 E V 等補助金事務局です。

テスト 太郎 様の申請の送信が完了しました。

今回入力いただいた内容に関して、事務局にて確認させていただきます。
確認の結果、不備があった場合、別途連絡・メールにてお知らせをいたします。

なお、登録された内容や申請状況に関しては、下記の手順にて確認が可能です。

マイページから申請内容を確認できます

<https://0af093d5.viewer.kintoneapp.com/public/9a099abd7df0bbf0c9b0a0dcb3e4d69a5fe621a63f2e2fb7915679df488f1216>

にて

← 返信

→ 転送



③申請状況の確認について

代行事業者マイページ_高知県電気自動車等導入促進事業費補助金

新規申請登録は[こちら](#)から

AZ並べ替え

	申請ステータス	代行会社名	代行会社店舗名	申請代行者の担当者名	申請者種別	申請法人名	申請者氏名
詳細 >	申請済	高知県EV補助金事務局		テスト 太郎	個人・個人事業者		テスト 太郎

1-1件
全1件

<

>

『詳細>』を押すと申請内容を確認することができます

ログイン済みユーザーとしてアクセスしています。[ログアウトはこちら](#)
[他のページを一覧から探す](#)